

女性のデジタル人材育成に係るセミナー企画・運営委託業務に関する質問の回答

No.	公募要領・仕様書の項目	質 問 事 項	回 答
1	公募要領 4 (2) 参加申請書 様式第 2 号	受注実績について、発注者は行政に限るのか。民間企業との業務実績も、契約書等があれば実績として認められるか。	行政に限らず、民間企業の業務実績も、契約書等があれば実績として認めます。
2	公募要領 4 (2) 参加申請書 様式第 2 号	自治体から直接ではなく、再委託先として行政からのデジタル人材育成事業を多数行っているが、それを証明するための契約書等が無い場合は、何も記載できないという認識でよいか。 また、仮に契約書の写しがなくて認めて頂ける場合、契約内容を確認できる資料というのは何を準備したらよろしいか。	再委託としての契約は、実績として認められません。
3	運営業務委託仕様書 4 業務内容(1)①ア	全 6 回程度のコースについて、内容によっては 1 日で午前と午後の 2 コマ（計 2 回分）をまとめて開催する形でも問題ないか。原則として 6 日間に分けて開催する必要があるか。 参加者の負担軽減や、講座によっては「午前に基礎・午後に応用」といった構成の方が、理解を深めやすい場合もあると考えている。	仕様書において、実施時期・期間について、「・ 3 か月以内に 6 回程度、トータルで 1 8 時間程度実施すること・実施時間は、夜間または土日等仕事との両立が可能な時間帯とすること」としており、6 日間という日数の制限はしていませんが、子育て中の方やお仕事されている方でも参加しやすい日程を考慮していただきたいと考えています。 また、仕様書のセミナーの運営において「事業の実施内容の詳細は、委託者が提案した企画内容に基づき、委託者と受託者が協議し決定する。」ともしていますので、

			決定した場合でも、実施にあたっては本市と詳細な協議や調整を行い、内容が決定することになります。
4	公募要領 4(2) 参加申請書 様式第 2 号 公募要領 9(1) 受注実績 様式第 5 号	受注実績の証明について「契約書を添付」とあるが、行政機関に限らず、民間企業との取引においても、契約書を取り交わさないケースが多くある。このように契約書が存在しない場合、受注実績としては無効と判断されるのか。 また、契約書がない場合であっても、開催時のチラシや案内文などに社名が明記されている資料を添付することで、証明書類として認めていただくことは可能か。	契約書がない場合には覚書、契約締結証明書や自社が受託し実施した内容が分かる業務実施報告書等を想定しています。これらの書類の提出がないものは、受注実績として認められません。